

分かりづらい税金の疑問もすっきり解決!



個人事業税第1期分の納税をお忘れなく

個人事業税第1期分の納期限は、8月31日(火)です。

8月中旬に県から納税通知書を送りますので、納期限までに納付してください。

納税通知書には第1期分と第2期分の納付書が同封されますので、納付にあたっては納付書をお間違えのないように注意してください。

納付場所および納付方法

- ・金融機関、県税事務所の窓口
- ・コンビニエンスストア、MMK設置店

・Pay-easy(ペイジー)に対応したインターネットバンキングまたはATM

・インターネット環境でのクレジットカードによる納付

・スマートフォン決済アプリ(PayPay、LINE PayおよびPayB)による納付

※コンビニエンスストア、MMK設置店、スマートフォン決済アプリによる納付については、納付書の納付金額が30万円以下のものに限りです。

その他

領収証書が必要な方は、金融機関(ゆうちょ銀行を除く。)の窓口、県税事務所の窓口またはコンビニエンスストア、MMK設置店で納付してください。

また、納付には便利で安全な口座振替の制度もあります。ご希望の方は口座を開設している金融機関の窓口で手続きをしてください。

問合せ先

西尾張県税事務所
課税第1課 県民税・事業税第2グループ

☎0586(45)3169

🌐<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/>

歯の健康講座

海部歯科医師会

必要な歯科治療をやめないでください

歯科治療は新型コロナウイルスへの感染リスクが高いという報道などで、歯科治療を控える患者さんが増えています。

このような報道などは多くの場合、歯科医院が行う感染防止対策を考慮していません。

新型コロナウイルスに限らず、感染防止対策は歯科治療にあたって必須事項です。そのため、歯科では以前から日常的な感染防止対策の実施が求められてきました。

患者さんの不安な思いは当然ですが、それで受診をやめてしまふ前に、不安も含めて歯科医師に相談してください。患者さんの不安にも配慮して、治療の計画をご提案します。

歯やお口の病気は、早く治療し、定期的なケアで重症化を予防することが第一に大切です。

受診が遅れて重症化してしまい、もし自分の歯を失うことになれば、その後の健康や生活に大きな影響を及ぼすことになります。

お口の健康は全身の健康の基本です。コロナにおびえて大切な歯を失くしてしまう、そんなことがないよう、必要な治療やケアは継続しましょう。

